

令和8年度建設工事関係要領等の変更・新規追加について

令和8年度、建設工事における要領等を次のとおり変更・新規追加しますので、御留意ください。

1. 週休2日制工事の改正 について

- 1) 豊橋市週休2日工事実施要領の改正（R8. 1. 21施行済）
 - ・補正係数の改正
 - ・完全週休2日、月単位の週休2日を定義
- 2) 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の改正
 - ・補正係数の改正
 - ・完全週休2日、週単位の週休2日、月単位の週休2日を定義

●改正のポイント

- ・補正係数の変更（国の補正係数見直しに合わせ変更）
- ・完全週休2日を定義（実施方法、積算方法については各実施要領参照）

2. 公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価改定に伴う特例措置実施要綱の改正について

- 1) 特例措置運用方法の改正

●改正のポイント

- ・協議開始時の自社方針の提出は不要（様式3の廃止）
- ・これまでの変更契約前の履行確認資料の提出については不要とし、協議開始時に賃金水準確保の対応状況（下請け契約書の写し、賃金台帳等）を協議書資料として提出してください。

3. 豊橋市工事書類簡素化要領について

- 1) 簡素化要領の内容の変更

●改正のポイント

- ・土木工事における豊橋市独自の施工計画書表紙の廃止
- ・土木工事の工事記録について提出から提示
- ・産業廃棄物の運搬、投棄の状況及び処分許可看板の写真撮影は不要

4. 豊橋市建設副産物リサイクルガイドラインの改正

- 1) 愛知県建設副産物リサイクルガイドラインに合わせ改正

●改正のポイント

- ・「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守を条文に追加

5. 豊橋市工事等事故対応マニュアル（受注者用）について

- 1) 豊橋市が発注する建設工事、建設業関連業務、建設工事に伴う委託に関して、発生した事故を迅速かつ適切に処理するため必要な事項を定めました。

※新要領等については令和8年4月1日以降ホームページに掲載いたします。

- 1-1. 豊橋市週休2日工事実施要領
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64007.htm>
- 1-2. 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64292.htm>
2. 公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価改定に伴う特例措置実施要綱の改正
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64211.htm>
3. 豊橋市工事書類簡素化要領について
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/26181.htm>
4. 豊橋市建設副産物リサイクルガイドラインの改正
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7306.htm>
5. 豊橋市工事等事故対応マニュアル（受注者用）
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2591.htm>

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
		工事検査担当	電話	0532-51-2096・2100
	豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2741・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365